平成２３年（フ）第１２６８号
埼玉県所沢市東所沢５丁目２番地７
破産者　有限会社秀和工業
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２６９号
東京都町田市上小山田町154番地１グリーンハイム桜台Ｉ―106
破産者　齊藤　秀一
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４２３号
山梨県甲斐市竜王199番地９
破産者　有限会社コトブキ
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２号
茨城県土浦市中村南１丁目11番５号、開始決定時の住所茨城県石岡市東府中５番12号
破産者　田中　充也
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１１号
茨城県つくば市島名2925番地３　万博公園西Ｆ28街区１　プール・トゥジュール201号室、住民票上の住所茨城県つくば市妻木1514番地１
破産者　髙野　大介（旧姓笹沼）
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１７８号
大阪府茨木市竹橋町12番17号、住民票上の住所長野県北安曇郡小谷村大字千国乙12850番地１
破産者　足立　直久
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１７８５号
札幌市豊平区中の島１条３丁目１番６号　マンション青山208号
破産者　深田　宏司
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０８２号
札幌市中央区南８条西６丁目７番地24　アンセリジェ壱番館815号、開始決定時の住所札幌市中央区南７条西４丁目２番地　ＬＣ拾壱番館１階
破産者　三好　宏樹
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４００号
札幌市白石区北郷１条５丁目４番24―402号
破産者　佐野　雄二
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４号
北海道深川市文光町15番22号
破産者　田村　智樹
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５号
釧路市緑ケ岡２丁目33番121号
破産者　横須賀亜紀子（旧姓清水）
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第６号
釧路市暁町９番123号　クレステージ暁123号
破産者　ラーメンさんぱち釧路新橋大通店こと菊池　内機
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第７号
釧路市暁町９番123号　クレステージ暁123号
破産者　菊池　絹恵（旧姓宮武）
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３６８号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第６地割48番地１サンパティークＦ棟、旧住所岩手県花巻市石鳥谷町好地第５地割93番地18
破産者　照井　　晃
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２２１号
仙台市宮城野区安養寺１丁目35番27号
破産者　宮下　　勉
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８９８号
仙台市青葉区落合４丁目６番17―202号、開始決定時の住所仙台市宮城野区新田２丁目16番８―301号
破産者　門間　和男
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６２０号
茨城県桜川市猿田197番地
破産者　飯沼　正一
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６５６号
茨城県笠間市市野谷1481番地80
破産者　関　　和彦
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６６２号
茨城県ひたちなか市大字市毛404番地の154
破産者　石崎　豊春
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所